

奈良県広域水道企業団議会会議規則をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団議会議長 吉田 雅範

奈良県広域水道企業団議会規則第1号

奈良県広域水道企業団議会会議規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第13条）
- 第2章 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3章 議事日程（第20条・第21条）
- 第4章 選挙（第22条—第32条）
- 第5章 議事（第33条—第40条）
- 第6章 発言（第41条—第53条）
- 第7章 表決（第54条—第63条）
- 第8章 請願（第64条・第65条）
- 第9章 秘密会（第66条・第67条）
- 第10章 辞職及び資格の決定（第68条—第71条）
- 第11章 規律（第72条—第75条）
- 第12章 懲罰（第76条—第80条）
- 第13章 会議録（第81条—第83条）
- 第14章 協議又は調整を行うための場（第84条）
- 第15章 議員の派遣（第85条）
- 第16章 補則（第86条）

附則

第1章 総則

（参集）

第1条 議員は、招集日の開議定刻前に議場に参集し、出席簿に署名又は押印しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにしてあらかじめ議長に届

け出ることができる。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、議長が定める。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って議員の議席を変更することができる。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中においても議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、これを変更することができる。

2 会議時間の変更の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴その他の方法で報ずる。

(休会)

第10条 奈良県広域水道企業団の休日を定める条例（令和7年2月条例第8号）第1条第1項に規定する奈良県広域水道企業団の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日においても会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による開議の請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日においても会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席の催告)

第13条 法第113条の規定による出席の催告は、議場に現在する議員又は議員の住所（第3条の規定による届出をした者にあつては、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者と共に連署し、その他のものについては2人以上の賛成者と共に連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者数)

第16条 動議は、法又はこの規則に特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。ただし、議事進行に関する動議については、この限りでない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者と共に連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

- 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。
- 2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

- 第20条 議長は、議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

- 第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

- 第22条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

- 第23条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

- 第24条 投票による選挙を行うときは、議長は、第22条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

- 第25条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

- 2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票時間の制限)

- 第26条 議長は、必要があると認めるときは、投票の時間を制限することができる。

(投票)

- 第27条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

- 第28条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第29条 議長は、開票を宣告した後、3人の立会人と共に投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第30条 議長は、選挙の結果を議場において報告する。

(選挙に関する疑義)

第31条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第32条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期中関係書類と共にこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。

(議案等の朗読)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、職員をして議題となった事件を朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第36条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは、質疑を行う。

2 提出者の説明は、議会の議決で省略することができる。

(修正案の説明)

第37条 前条第1項の質疑が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第38条 議長は、修正案に対する質疑がある場合は、その質疑が終わったとき討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議事の継続)

第39条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(議決事件の字句及び数字の整理)

第40条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に

委任することができる。

第6章 発言

(発言の許可等)

第41条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 前項の規定により発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自席の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。ただし、発言しようとする者が再質問を行う場合にあっては、自席の番号を告げないことができる。

(発言の通告等)

第42条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合、及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(発言内容の制限)

第43条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(発言時間の制限)

第44条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

(発言の継続)

第45条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(討論の方法)

第46条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言と討論)

第47条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き、発言が終

わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(質疑又は討論の終結)

第48条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

3 討論において賛否各2人以上の発言があった後、又は甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。

4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第49条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第50条 議員は、奈良県広域水道企業団の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、質問の要旨を文書で議長に通告しなければならない。

(緊急質問)

第51条 質問が緊急を要するとき、その他やむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議長の許可を得て特に質問することができる。

(準用規定)

第52条 第48条の規定は、前2条の質問について準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第53条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第54条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第55条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第56条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第57条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第58条 議長は、必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、無記名の投票で表決を採る。

(投票)

第59条 投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と、別記様式による投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第60条 第24条から第28条まで、第30条及び第31条の規定は、第58条の投票について準用する。

(表決の訂正)

第61条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第62条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員5人以上から異議があつたときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第63条 同一議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って定める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第8章 請願

(請願書の記載事項)

第64条 請願書には、邦文(点字によるものを含む。)を用い、請願の趣旨、提出の年月日、請願者の住所(法人その他の団体の場合は、その所在地及び名称)を記載し、請願者(法人その他の団体の場合は、その代表者)が記名しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に記名しなければならない。

(請願要旨の配布)

第65条 議長は、請願を受理したときは、請願要旨を作成して、議員に配布する。

2 請願要旨には、請願者の住所及び氏名、請願要旨、紹介議員の氏名を記載する。ただし、請願者2人以上のものは、ほか何人と、請願の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

第9章 秘密会

(指定者以外の退場)

第66条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第67条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の持続する限り、他に漏らしてはならない。

第10章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第68条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表の提出があったときは、その旨を議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第69条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第70条 法第127条第1項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類と共に議長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第71条 被選挙権の有無を決定したときは、議長は、その結果を、決定を求めた議員及び決定を求められた議員に通知しなければならない。

第11章 規律

(品位の尊重)

第72条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事の妨害禁止)

第73条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第74条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(議長の秩序保持権)

第75条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第12章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第76条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して、3日以内に提出しなければならない。ただし、第67条2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(戒告又は陳謝の方法)

第77条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告又は陳謝文によって行うものとする。

(除名が成立しないときの措置)

第78条 除名について、法第135条第3項の規定による同意が得られなかった場合は、議会は、他の懲罰を科することができる。

(代理弁明)

第79条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議で一身上の弁明をする場合において、議会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(懲罰の宣告)

第80条 議会在懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第13章 会議録

(会議録の記載事項)

第81条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日

- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 議事日程
- (5) 会議に付した事件
- (6) 議事の経過
- (7) その他議長において必要と認めた事項
(会議録の配布)

第82条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

- 2 前項の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第53条の規定により取り消した発言は、掲載しない。
(会議録署名議員)

第83条 会議録に署名する議員は、3人とし、議長が会議において指名する。

第14章 協議又は調整を行うための場

第84条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設けることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第15章 議員の派遣

第85条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第16章 補則

(会議規則の疑義)

第86条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、議長は、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 8 4 条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	企業団の重要な案件等についての協議又は調整	全議員	議長 議会事務局長

別記様式（第 5 9 条関係）

-----約11cm-----

奈良県広域水道企業団議会表決投票

印

○注意

1 枠内に問題を可とする人は賛成と書き否とする人は反対と書くこと。

2 他のことは書かないこと。

折目

約11cm